

しもいち 広報

SHIMOICHI No.586

3

平成25年 March



下市に春を呼ぶ

初市



下市町マスコットキャラクター
『ごんたくん』

御神火

2/7

西宮神社で
御神火を授かる



初市を5日後に控えた2月7日、下市蛭子神社総代ら4名と「ごんたくん」が、祭典に灯される御神火を授かるため、兵庫県西宮市にある西宮神社を参拝しました。

西宮神社は、福の神として崇敬されているえびす様を祀る神社の総本社です。

商業の神として靈験あらたかである蛭子命が鎮座されて以来、鎮座地である本町区の氏子総代らによって蛭子神社の祭典が行われています。この日は、氏子総代上面代表をはじめ、桶谷本町区長や、初市実行委員会富士川副会長らが祈禱を受け、蛭子神社祭典の無事や、参拝者の家内安全と商売繁盛を祈願し玉串を奉納しました。この後、西宮神社で灯されている清らかな火種は、下市へ大切に持ち帰りました。



市



2/11

神聖な御神火のリレー

宵宮祭



初市の前日、夜7時から宵宮祭が行われました。えびす宮総本社である西宮神社（兵庫県）から奉じられた御神火を先頭に、本町のみこしや氏子のみなさんが山崎から蛭子神社を目指しました。道中、御神火は、本町区子ども会会長から本町区長、区長連合会長、町長、氏子総代表へと厳かに手渡され、神主によって神前に灯されました。



2/12

本宮祭

1年の最も寒い時期に行われる初市が2月12日、本町の蛭子神社の祭典とともに行われました。今年も初市実行委員会（会長 杵本龍昭町長）が、歴史ある伝統の祭りを盛り上げ継承しようと同様様々なイベントを企画しました。

車両通行止めとなった国道309号の千石橋南詰めから下市郵便局までの間約700mに、たくさんのお店が軒を連ねました。



午後1時半、5基の子ども神輿が練り歩きました。

今年も町内の園児・児童を対象に子ども神輿の参加募集を行い、総勢160人の参加で大いに賑わいました。恒例となった大抽選会や、商工会によるチャリティーバザー、下市元気印朝市や栃原道しるべによる新鮮野菜などの販売。大淀・天川・黒滝からも参加いただき会場産品が展示販売されるなど、初市は夜遅くまで盛り上がりました。また、特設ステージでは、奥村ゆかさんの歌謡ショー、天川村「和太鼓龍王」による、勇壮な太鼓演奏が披露され、大勢の人がステージを見つめました。蛭子神社には、家内安全、商売繁盛を願う参拝者が福を求め訪れました。初市が終わると下市にも春がやってきます。



高売繁盛で

笹もってこい

初



区長、総代さん お世話になります

平成25年の区長・総代さんが次のとおり決まりました。
 区長・総代さんには地区のお世話をさせていただきだけでなく、町とのパイプ役として町行政の円滑な推進にご協力いただいています。
 退任されました区長・総代さんのご苦労と、在任中のご協力に深く感謝申し上げます。
 (順不同・敬称略)

大字下市

下市区長会長 川岸 達夫

山崎区長 吉井 征四

堂垣内区長 水本 洋

北口区長 原野 悦夫

天神区長 島田奈良夫

植木区長 河内 繁光

青葉台区長 米田 功

松皮蔵区長 駒谷 薫

新町区長 鎌田 義道

本町区長 桶谷 忠博

今在家区長 伊原 正明

惣上区長 兵庫 保行

大峯区長 上松 正知

下阪区長 榎北 資郎

上阪区長 川岸 達夫

栄町区長 松田 好市

堀毛区長 吉本 眞也

明大区長 沼田 哲彦

田中区長 水本 泰宏

寺内区長 吉本 博治

大字新住

新住区長 秋田 保一

新住総代 下田 完委

幸町総代 杉田伊左雄

大字阿知賀

阿知賀区長 出合 正勝

峯山総代 辻本 義規

原野総代 榎谷 年彦

岡総代 藤谷 仁

緑ヶ丘総代 黒飛 隆

岡坂総代 北窪 孝男

小西団地総代 東 敏美

西中村総代 杉本 幸信

東中村総代 林 義一

上村総代 山谷 良明

中屋総代 今西 昭幹

新中屋総代 泉本マス子

大字小路

小路区長 榎垣内政次

上・中垣内総代 森 薫

下・下垣内総代 南田 喜博

大字善城

善城区長・上之町7-8班総代 裏西代志夫

下町1-2班総代 植田 展弘

下町3-4班総代 辻本 眞一

下町5-6班総代 川口 嘉彦

下町9-10班総代 滝本 正久

下町11班総代 中西 正

下町12-13班総代 橋岡 正一

大字栃原

栃原区長 面室 勝一

栃原東総代 竹本 誠二

栃原西総代 阪口 勝

大字平原

平原区長 北谷 壽朗

大字梨子堂

梨子堂区長 井上 隆徳

大字原谷

原谷区長 水本 秀文

杣谷総代 日浦 良治

椎原総代 仲島喜代治

大字栃本

栃本区長 福峯 正訓

大字仔細

仔細区長・高原総代 奥田 浩靖

大字岩森

岩森総代 高橋 正興

間戸総代 仲島 義勝

草谷総代 仲嶋 久雄

稲貝総代 松谷 泰孝

大字立石

立石区長 水井 棟三

下立石総代 谷川季司雄

陰地総代 松尾 茂

上立石総代 谷川 郁男

才谷区長 林 貢

谷総代 楠山 正文

中総代 中山 和博

殿出総代 辻本 定信

大字広橋

広橋区長 中本 康満

惣坂総代 菊本 好祐

峯出総代 向井 利彦

広瀬谷総代 植 秀隆

中村総代 瀬上 和史

清水総代 前 浩輔

大字丹生

丹生区長 谷口 泰彦

大字長谷

長谷区長 日高 宏

大字谷

谷区長 今西 稔

大字黒木

黒木区長 竹谷 良三

大字西山

西山區長 浦面 正幸

大字貝原

貝原区長 平野 恵一

●人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 22年度の人件費率
23年度	(24.3.31) 6,877 人	千円 4,165,838	千円 273,520	千円 832,499	20.0 %	% 17.4

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

●職員給与費の状況（普通会計平成 23 年度予算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
101 人	千円 378,793	千円 61,961	千円 129,812	千円 570,566	千円 5,649

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。

●職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
下市町	円 325,200	円 366,038	45.3 歳	円 251,900	円 282,528	50.3 歳
国	円 327,205	円 397,723	42.3 歳	円 283,862	円 321,662	49.5 歳

(注) 国の数値は平成 23 年 4 月 1 日のものです。

●職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		下 市 町	国
		決定初任給	決定初任給
一 般 行政職	大学卒	円 161,600	円 172,200
	高校卒	円 140,100	円 140,100

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 5 年以上 10 年未満	経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満
		一 般 行政職	大学卒	円 225,800
	高校卒	円 —	円 222,100	円 251,200

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

●一般行政職の級別職員数の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主 事 技 師	主 査	課長補佐	主 幹	参 事 課 長	
職 員 数	6 人	7 人	28 人	15 人	10 人	12 人	78 人
構 成 比	8%	9%	36%	19%	13%	15%	100%

(注) 1 下市町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

●ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度
下 市 町	90.1	90.3
全国町村平均	95.1	95.3

ラスパイレス指数＝地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較したもので、国を 100 としたものです。



町職員の給与などについて、その概要をお知らせします。

※表中「普通会計」とは、国民健康保険会計などの「特別会計」と「水道会計」などを除いた会計を表します。

●職員手当の状況

区分	下 市 町			国				
期末手当 勤勉手当	(平成23年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	(平成23年度支給割合)	期末手当	勤勉手当		
	6月期	1.225月分	0.675月分	6月期	1.225月分	0.675月分		
	12月期	1.375月分	0.675月分	12月期	1.375月分	0.675月分		
	計	2.60月分	1.35月分	計	2.60月分	1.35月分		
	職務上の段階、職務の級等による加算措置 有			職務上の段階、職務の級等による加算措置 有				
退職手当	(平成23年度支給率)	自己都合	勤続20年	(平成23年度支給率)	自己都合	勤続20年		
		23.5月分	30.55月分		23.5月分	30.55月分		
		勤続25年	33.5月分	41.34月分		勤続25年	33.5月分	
		勤続35年	47.5月分	59.28月分		勤続35年	47.5月分	
		最高限度額	59.28月分	59.28月分		最高限度額	59.28月分	
		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2~20%加算)	
		自己都合	定年・勤奨			自己都合	定年・勤奨	
	1人当たり平均支給額	20,089千円	19,241千円					

●その他の手当 (平成24年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	配偶者 13,000円	同 じ
	扶養親族 6,500円	
	(配偶者が不在場合の1人目11,000円)	
	満16歳~満22歳の子1人毎5,000円加算	
住居手当	借家・借間居住者最高支給限度 27,000円	同 じ
通勤手当	交通機関利用者は55,000円まで全額支給 (最高支給限度額55,000円)	同 じ
	自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上 距離により 2,000円~24,500円を支給	

区分	内 容		
特殊勤務手当 (平成23年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	9.9%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	66,300円	
	手当の種類(手当数)	8	
	代表的な手当の名称	廃棄物の収集・処理作業手当等	
時間外勤務手当	平成23年度	支給総額	9,021千円
		職員1人当たり支給年額	89千円
	平成22年度	支給総額	7,463千円
		職員1人当たり支給年額	72千円

●定員の状況 部門別職員数の推移 (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		平22	平23	平24	平23	平24	
普 通 会 計	福祉関係を除く一般行政	議 会	2	2	2		
		総 務	27	26	28	△1	2
		税 務	7	6	6	△1	
		農林水産	5	5	5		
		商 工	2	5	5	3	
	土 木	6	8	6	2	△2	
	小 計	49	52	52	3		
	福祉関係	民 生	10	7	6	△3	△1
		衛 生	9	10	11	1	1
		小 計	19	17	17	△2	
一般行政部門計		68	69	69	1		
教 育		24	23	20	△1	△3	
普通会計計	92	92	89		△3		
水 道	水 道	5	5	4		△1	
	下 水 道	3	3	3			
	そ の 他	15	14	15	△1	1	
	小 計	23	22	22	△1		
	総 合 計	115	114	111	△1	△3	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者などは含み、臨時職員を除いています。

●特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当(平成22年度支給割合)
給 料	町 長	720,000円
	副町長	610,000円
	計	6月期 1.4月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分
報 酬	議 長	328,000円
	副議長	274,000円
	議 員	254,000円
		6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分

●昇級期間短縮の状況

区 分	一般行政職	
	23年度	22年度
職 員 数 (A)	77	77
普通昇級期間(12月~24月)を短縮して昇級した職員数 (B)	0	0
比 率 (B)/(A)	0	0

●職員数に関する状況

区 分	平成 24 年	平成 23 年
職員定数	181 人	181 人
職員数	110 人	113 人

●職員の分限及び懲戒処分の概要

- 分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合や心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合等、職員に対して行われる処分です。
- 懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的な責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、条例規則等に違反した場合や職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等、職員に対して行われる処分です。

●職員の勤務時間その他勤務条件の状況

- 勤務時間の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	60分	土曜日・日曜日

- 特別休暇の状況

休暇の種類	休 暇 の 内 容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する場合
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、その他特別の場合
介護休暇	負傷・疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある家族等を介護する場合

- 育児休業制度の概要

職員が育児をするための休業制度で、3歳未満の子を養育するために取得することができることとなっています。

●職員のサービスの概要

基本原則	概 要
命令に従う義務	職員は法令に従い、上司の命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職員は信用を傷つけたり、全体の不名誉となる行為をしてはならない。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
職務専念義務	職員は勤務時間中、全力で職務を遂行しなければならない。
政治的行為の制限	職員は政治活動等に関与してはならない。
争議行為の禁止	職員はストライキ等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	職員は営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければならない。

●職員の研修制度

職員研修は、職員の育成と組織の活性化を図るため、一般研修及び特別研修等を実施しています。

●職員の福利厚生状況

- 職員共済組合の概要

当町は奈良県市町村共済組合に加入し、社会保険制度の一環として相互救済によって職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、職務の能率的運営に資することとしています。

- 公務災害補償の概要

職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合は、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われることとなっています。

- 職員の健康管理

労働安全衛生法の規定に基づき、職員の健康の保持のため定期的な健康診断事業を実施しています。

清水を桜の名所に
170本の桜・植樹祭

1/26



1月26日、広橋清水垣内で桜の苗木の植樹祭が行われました。これは、宝くじ桜の配布事業の助成を得たことで実現しました。

朝から粉雪が舞う寒い日で

1月26日、広橋清水垣内でしたが、清水垣内の住民と出身者約80人が参加し、集落に登る県道沿いに170本の桜の苗木を植えました。苗木の種類は、ソメイヨシノなどの3種類で、1人2本ずつ土を掘り起こし

苗木を植え、名前と願い事を書いた木札を取り付けました。今後、広橋梅林に続く、広橋の名所となりそうです。

財団法人奈良県交通安全協会
中吉野支部協会

1/16



全日本交通安全協会会長表彰受賞

1月16日、「第53回交通安全国民運動中央大会」が日比谷公会堂において、秋篠宮殿下ご臨席のもと挙行され、財団法人奈良県交通安全協会中吉野支部協会（会長 清水益成）が、交通安全活動が積極的に交通事故防止に顕著な成績を挙げた功勞により、交通安全優良団体等表彰を受賞しました。

しもいちの
話題



1/17

防災とボランティアの日



防災とボランティアの日の1月17日、千石橋南詰め交差点で自主防災意識を高めてもらおうと災害防止啓発活動が行われました。

これは阪神大震災から18年を迎えた、災害の教訓を活かして、ボランティア活動や日頃の備えの大切さを呼びかけようといわれたものです。この日は、中吉野少年少女陸上クラブの小学生らを一警察官に任命し、ごんたくん



と共に道行くドライバーに非常食や緊急地震速報と広域緊急援助隊の活動を説明したフアイルなどを配布し、災害への心構えと備えを訴えました。参加した9名の児童は、昨年振り込め詐欺被害防止ランナーの委嘱も受けており、防災啓発と共に犯罪被害に遭わないように、「みんなであつろう、安全安心のまち」も呼びかけました。

自衛隊入隊される 二道 剛年さんを激励

2/20



自衛隊入隊予定者の激励会が役場町長室で行われました。入隊激励会には自衛隊奈良地方協力本部の齋藤本部長をはじめ、五條地域事務所の川村所長と畠山副所長が出席し、仔邑にお住まいの二道剛年さん(22)が自衛隊入隊を町長に報告しました。

杵本町長は「体調管理に気をつけて、国のためにご尽力ください。」と激励したほか、齋藤本部長が「災害が起こる度に国民から自衛官への期待

は高まります。厳しい訓練ですが頑張ってください。」と激励されました。

海上自衛隊に入隊される二道さんは、4月から3ヶ月間の基本教育を受けたあと、約1年間専門職種の教育を受け、その後部隊に配属されます。

二道さんは「国民の生命と財産を守るとともに、災害で被害に遭われた方の支えになれるよう頑張りたいです。」と入隊に強い意志を示されていました。

下市中学校 奈良県知事表彰

2/15

交通安全県民運動 優秀活動団体表彰

下市町立下市中学校(校長 本田好市郎)が、交通安全県民運動優秀活動団体として奈良県知事表彰を受賞され、杵本町長から表彰状の伝達式が行われました。

この表彰は、平成24年度中の春・秋の交通安全県民運動などにおいて優れた交通安全活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚と地域の交通

他の模範と認められる団体に贈られるものです。

下市中学校は、生徒の自転車運転技術の向上を図るとともに交通法規と交通マナーを再認識してもらう目的で、自転車安全教室を行い、また通学自転車安全点検も行うなど、生徒の通学の安全に積極的に取り組まれています。

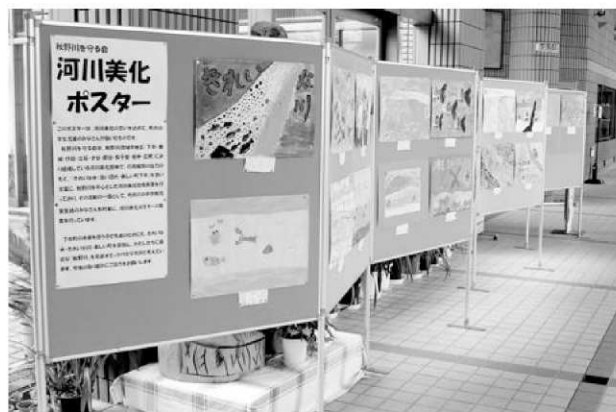


河川美化ポスター展 3月4日まで

秋野川を よごさないで

秋野川を守る会が下市観光文化センターエントランスホールにポスターを展示し、河川美化を呼びかけました。これは同会が町内の小学生を対象に募集したもので、河川美化の思いを込め描かれた作品23点が展示されました。

秋野川に対する思いが詰まった作品ばかりです。3月4日まで展示していますので、是非ご覧ください。





高額療養費とは

保険適用となる同じ月内の医療費の自己負担額が高額になった時、各世帯に応じて決められた自己負担限度額（月額）を超えた分が高額療養費として支給される制度です。申請は、加入している医療保険の窓口（国民健康保険の方は、町ほけん年金課）で行ってください。

【申請に必要なもの】

- ①印鑑
- ②振込先口座
- ③医療機関の領収書（対象分すべてが必要です）



※高額療養費の注意点

- ・自己負担限度額は、70歳～74歳と70歳未満の方で異なります。
- ・70歳～74歳と70歳未満の方が同じ世帯の場合は、まず70歳から74歳までの方の払戻額を計算し、自己負担限度額内の自己負担額を算出します。そして、70歳未満の方の21,000円以上（※1）の自己負担額とそれぞれ合算し、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

●70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

上位所得者	$150,000円 + (\text{医療費} - 500,000円) \times 1\%$	(83,400円)
一般	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$	(44,400円)
住民税非課税世帯	35,400円	(24,600円)

※（ ）内は、過去12ヶ月以内に自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合

※世帯の医療費を合算して限度額を超えたとき

同じ世帯で同じ月内に、21,000円以上（※1）の自己負担額が複数あった場合、それらを合算した合計額が上記の自己負担限度額を超えたとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の方の自己負担額の計算方法

- ①月ごと（1日から末日まで）に計算。
- ②同じ医療機関でも内科と歯科は別計算。
- ③同じ医療機関でも入院と外来は別計算。
- ④2つ以上の医療機関にかかった場合は別計算
- ⑤差額ベッド代、食事代 保険適用でない医療行為は対象外。
- ⑥月の途中で保険変更になった場合は別計算。

（※1）合算対象となる21,000円以上とは、上記の自己負担額の計算方法により算出された金額が21,000円以上となった場合に合算対象となります。

●70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

個人単位で外来の限度額を適用後、世帯単位で入院と合算して限度額を適用します。

	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	$80,100円 + (\text{医療費} - 267,000円) \times 1\%$ (過去12ヶ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※75歳到達月は自己負担限度額が2分の1となります。

※低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰの方で高額な入院・外来診療を受診される場合、ひと月の窓口負担が自己負担限度額までとなる「限度額認定証」の交付を事前に申請し、医療機関の窓口で提示してください。

70歳～74歳の方の自己負担額の計算方法

- ①月ごと（1日から末日まで）に計算。
 - ②差額ベッド代、食事代、保険適用でない医療行為は対象外。
 - ③月の途中で保険変更になった場合は別計算。
- ※70歳～74歳の方は、病院・診療所、歯科の区別なく合算します。



■高額な入院・外来診療を受診される場合について

高額な入院・外来診療を受診される場合、あらかじめ事前に「限度額適用認定証」等の交付を加入している医療保険の窓口（国民健康保険の方は、町ほけん年金課）に申請し、認定証の交付を受けてください。この「限度額適用認定証」等を医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

ただし、同一の月に複数の医療機関等を受診されたときや、入院と外来があったときなど、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合は、後日、高額療養費の申請を保険者に行うこととなり、高額療養費としてあとから支給されます。

※窓口支払いの上限額（ひと月あたり）は、所得に応じて異なります。



高額な入院・外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
70歳未満の方	下市町ほけん年金課に「限度額適用認定証」等の交付を申請してください	「保険証」・「限度額適用認定証」等を窓口で提示してください
70歳～74歳の住民税非課税世帯の方		
70歳～74歳の住民税課税世帯の方	必要ありません	「保険証」・「高齢受給者証」を窓口で提示してください

高額介護合算療養費とは

同じ健康保険に加入している同一世帯の人が、毎年8月～翌年7月までの一年間で、世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えて保険適用となる医療費と介護サービス費の両方を払った場合、その一部が払い戻される制度です。

申請は、計算期間最終日の7月31日現在、加入していた医療保険の窓口で行ってください。

【申請に必要なもの】

(7月31日現在、国民健康保険に加入されていた世帯の場合)

- ①印鑑 ②振込先口座 ③自己負担額証明書(計算期間中に他の市町村から転入したり、社会保険等から国保に変わった人は、加入していた医療保険・介護保険で発行された自己負担額証明書が必要です)

●自己負担限度額（毎年8月から翌年7月）

70歳～74歳		70歳未満	
現役並み所得者	67万円	上位所得者	126万円
一般	56万円	一般	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は限度額の適用方法が異なります。

※70歳～74歳と70歳未満の方が混在する世帯の場合は合算した額に自己負担限度額が適用されます。

※注意

- ・高額療養費や高額介護サービス費として払い戻される金額を差し引いた後の金額が対象となります
- ・70歳未満の方は、一ヶ月に同じ病院で、入院と外来と歯科、それぞれ別計算として21,000円以上払ったものだけが対象となります。
- ・500円未満の高額介護合算療養費は支給されません。



国民健康保険被保険者証の切り替えは郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険被保険者証は、来る3月31日をもって有効期限が切れ、使用できなくなります。

国民健康保険被保険者証は、カードで1人1枚発行します。

世帯ごとに郵送（簡易書留）でお届けしますので、加入者のみなさま方のご理解をお願いします。

なお、新しい国民健康保険被保険者証の郵送でのお届けは3月下旬を予定しています。

現在ご使用中の国民健康保険被保険者証は3月31日で有効期限が切れますので、4月1日以降に廃棄処分していただきますよう併せてお願いいたします。

こころの健康相談

さまざまなこころの問題や病気で悩んでいる方のご相談に応じます。相談は、**予約制**です。



★日 時 3月22日（金）

①午後1時～2時 ②午後3時30分～4時30分

※上記①～②でご希望の時間をご予約ください

★場 所 保健センター 2階研修室

★費 用 無料

★申し込み 電話でほけん年金課まで予約をお願いします

国民健康保険高齢受給者証の交付を郵送で行います

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成25年7月31日（一部の方を除く）となっておりますが、高齢者医療（70歳～74歳）の方の医療機関での個人負担額の凍結に伴い、新しい国民健康保険高齢受給者証を郵送いたします。

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は3月31日までご使用いただき、新しい国民健康保険高齢受給者証は4月1日からご使用いただきますようお願いいたします。

現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証は、4月1日以降に廃棄処分していただきますよう併せてお願いいたします。

高齢者医療の個人負担額の凍結内容

【現 行】 平成25年3月31日まで1割

平成25年4月1日から2割



【凍結後】 平成26年3月31日まで1割

平成26年4月1日から2割

※現在ご使用中の国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が「3割」と記載されている方は、引き続きご使用いただきますようお願いいたします。

健康スケジュール

場所／保健センター

事業名	日	時	対象者・内容等
麻しん・風しん予防接種	3月5日（火）	午後1時45分～2時受付	平成23年10月1日～平成24年2月29日生
B C G 予 防 接 種	3月12日（火）	午後1時15分～1時30分受付	平成24年11月1日～平成24年11月30日生
ポリオ予防接種	3月12日（火）	午後1時15分～1時30分受付	7歳半までの未接種者
四種混合予防接種	3月12日（火）	午後1時30分～1時45分受付	平成24年5月1日～平成24年8月31日生
三種混合予防接種	3月12日（火）	午後1時30分～1時45分受付	7歳半までの未接種者
子 育 て 教 室	3月13日（水）	午前10時～正午	4歳までの幼児及びその保護者 内容：子どものおやつ（骨密度測定もします）
こころの健康相談	3月22日（金）	午後1時～4時30分	子育て、家庭、仕事等についての様々な相談 予約制

問い合わせ／ほけん年金課 ☎52-0001(代) IP68-9065(直通)

地域を変えていく新しいカ 地域おこし協力隊員

平床さんだより

第8回目



皆様こんにちは、地域おこし協力隊の平床です。寒の時期が終わって寒さが緩んだと思ったり、また氷点下の朝になったり、油断できない季節ですね。

【初市】

2月12日、いよいよ待ちに待った『初市』です！1月下旬から蛭子神社に明かりが灯り、日が近づくにつれて期待が膨らんでいきました。



初市当日、11時前に観光文化センターから千石橋目指して歩きました。すると、問屋橋から昔のメインストリートを歩くはつぴ姿の小さな子供とその両親や、戎橋を参拝に渡る女性たちを見かけたり、スピーカーから流れるお囃子が聞こえてきたりと、時代の変化を感じない昔ながらの風情。それが秋野川を国道へ渡ると一変。何台ものトラック、荷物を運ぶ人々、屋台の準備に大わらわの空間に吸い込まれていきました。

「初市は荒れる」そうですが、夕方の雨は傘の必要ない程度でなんとか閉会までもちました。

12時半開始。千石橋から出店を覗きながら歩いて、蛭子神社前へ到着。ごんたくん他近隣のゆるキャラマスコットたちが待つ中、チンドン屋さんを先頭に子供みこしが次々と通過。南都銀行前では特設会場で下市出身歌手の歌謡ショー、天川村郷土芸能保存会「龍王」の和太鼓演奏と蛭子神社への神楽の舞奉納と、大勢の観客の方が楽しめました。

その客席で偶然出会わせた、下市生れ下市育ちの我が家の大家さんからお話をお聞きしました。子供のころのこと、たくさんのお陶器が売られ店主とお客の会話のやり取りは子供が聞いても面白かったり、通り一筋全部が植木屋さんで占められていたり、活気があって賑やかな市の様子を想像することができました。それからすると今では祭

りの色合いが強いという印象です。

私が生まれ育った九州佐世保市早岐（はいき）も四百年の伝統ある「早岐茶市」が開かれており、今でも近隣の市町村から海の幸山の幸、農具、特産品が、張り巡らされたテントの下、物々交換も健在で、売買されています。

吉野下市町のやすらぎ日記
<http://profile.ameba.jp/simoiti-tikiokosi/>

下市地域おこし協力隊
「フェイスブック下市町」
検索



軽自動車（単車等）の廃車は 3月29日までに！

軽自動車税は、4月1日の所有者（登録者）に課税されます。4月2日以降に譲渡や廃車などをされても、月割りではなく、その年度の税額を全額納めていただくことになります。

車検がきれていても課税されますので、譲渡または廃車される方は3月29日（金）までに手続きを済ませてください。

- 125cc以下（町ナンバー）の二輪車は
⇒ 役場税務課へ

申請には、ナンバープレート（標識番号）と印鑑が必要です。代理人が手続きされる場合は、委任状・印鑑（代理人分）もご持参ください。

- 125ccを超える（県ナンバー）二輪車は
⇒ 近畿運輸局奈良運輸支局へ
電話 050-5540-2063

- 軽自動車（三輪・四輪）
⇒ 軽自動車検査協会奈良事務所へ
電話 0743-58-3018

※手続き方法は電話で確認してお出かけください。



さあ！ネットで申告

国税庁

e-Tax

メリット

- ① 最高3,000円の税額控除
- ② 添付書類を提出省略
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 国税庁ホームページから電子申告

詳しくは、国税庁ホームページの「電子申告・納税（e-Tax）」をご覧ください。

吉野税務署 0746-32-3385（代表）

税務課からのお知らせ

電話 52-0001（代） IP 68-9066（直通）

固定資産縦覧帳簿等の縦覧について

平成25年度の固定資産税の算定の基礎となる固定資産縦覧帳簿等（平成25年1月1日現在）の縦覧を行います。

■期間

4月1日（月）～5月10日（金）
※土・日・祝日等閉庁日は除く

■時間

午前8時30分～午後5時15分

■場所

役場税務課

※縦覧等を希望される方は、本人確認のため納税者であることを確認できる書類（納税通知書または公的機関発行の証明書等、運転免許証・健康保険証等）の提示をお願いします。
代理人の場合は、委任状が必要です。

- ① 固定資産税の納税義務者の方が、平成24年度中にお亡くなりになられた場合、または固定資産の未登録物件の所有者の変更が平成24年12月31日までにあった場合は、納税義務者の変更の手続きが必要です。
- ② ①の変更手続きにより口座振替を希望される方は、事前に口座振替の申し込み手続きが必要です
- ③ 共有持分の固定資産をお持ちで口座振替の申し込みがある方が、平成24年度中に持分変更または持分の一部を所有者変更等された場合は、持分変更による納税義務者の変更となるため前年度までに申し込みをさせていただいております口座から振替できない場合がありますので、継続して口座振替を希望される場合は、再度口座振替の手続きが必要となります。

(例) 納税義務者が (変更前) 下市太郎 外1名
↓
(変更後) 下市太郎 外2名

(注) この場合は、下市太郎は同じでも、納税義務者が下市太郎外2名に変更となるため、下市太郎外1名で申し込みされている口座からは振替できません。

※上記の手続きは平成25年3月15日までをお願いします
※手続き方法またはご不明な点は、税務課までお問い合わせください。



広橋梅林 梅の里山まつり

3/17日(日)



【内容】

スタンプラリー・青空市
梅の種飛ばし大会 ホッカホッカサービス
※詳しくは折り込みチラシをご覧ください。

3/15 吉野三町無料法律相談
〈奈良弁護士会所属弁護士による無料相談〉

- 日時 3月15日(金) 午後1時～4時
- 場所 大淀町役場
- 問い合わせ・予約
大淀町役場人権住民課
電話 52-5501(代)

自動販売機設置希望者募集

秋津荘では、下記のとおり自動販売機設置希望者を募集します。

- 設置場所
ア) 日帰り温泉明水館 自動販売機コーナー
イ) 下市温泉秋津荘 駐車場内
- 申込受付期間
3月1日(金)～3月15日(金) 正午まで
- 申し込み・問い合わせ
下市温泉秋津荘 電話 52-2619
I P 68-9081



納期内にお納めください

4月1日(月)は

国民健康保険税第10期納期限です。

納め忘れのないようにお納めください。
また口座振替ご利用の方は預貯金残高の確認をお願いします。

犬の登録と狂犬病予防注射の実施

平成25年度狂犬病予防接種及び未登録犬の登録を下記の日程で実施致しますので、最寄りの実施場所でお受けください。犬の登録制度は、一生涯1回の登録となっています。既に登録された犬については登録する必要はありませんが、「予防注射」についてはこれまでどおり毎年必ず1回は受けなければなりません。

日	曜日	実施場所	時間
4月8日	月	栢原地区農村集落センター前	11:00～11:30
		平原集荷センター前	11:40～12:00
		役場丹生支所前	13:30～14:00
		広橋会館前	14:20～14:40
4月9日	火	立石区民センター前	10:30～10:50
		下市温泉秋津荘駐車場	11:00～11:20
		梨子堂会館前	11:40～12:00
		下市観光文化センター駐車場	13:15～13:45
		下市町コミュニティセンター駐車場(阿知賀)	14:00～14:40
4月10日	水	第1老人憩いの家前	10:40～11:20
		下市町商工会館前	11:30～12:00
		旧NTT下市前	13:15～13:45
		吉野保健所駐車場	14:00～14:40

■注射費用 3,200円
(注射料2,650円・注射済票交付手数料550円)

■犬の登録費用 3,000円
※つり銭のいらないようご準備をお願いします。

■注意事項
○注射の際かみつく恐れのある犬については、口輪をはめる等の適切な処置をしてお連れください。

■届出事項
○飼い犬が死亡したとき(犬鑑札・印鑑持参)
○飼い主が変わったとき(新飼い主の印鑑持参)
○飼い主の住所が変わったとき(印鑑持参)

【問い合わせ】ほけん年金課
電話 52-0001(代)
I P 68-9065(直通)

がんサロン「患者サロンよしの」

がんサロンは、がん患者や患者家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、同じ体験をした仲間が集うことができる場です。ぜひ、お気軽にお越しください。

- 開催日時 3月22日(金)
午後1時30分～3時30分
- 場所 吉野保健所 2階 大会議室
- 対象 県内に居住されているがん患者、その家族
- 参加費 無料
- 申し込み FAXまたは郵送で住所、氏名、電話番号、参加人数を記入後、下記へ申し込んでください。先着30名。
- 問い合わせ・申し込み先
〒638-0045
下市町大字新住15番地の3
吉野保健所
電話 52-0551
FAX 52-7259

第20回

『桜のシンフォニー&救おう千年の桜 チャリティーコンサートin蔵王堂』

- 日時 4月20日(土)
第1部午後1時～
第2部午後6時15分～
- 場所 吉野山金峯山寺「蔵王堂」

介助員募集

下市町教育委員会では、次のとおり介助員を募集します。ご希望の方は、関係書類を添えて期日までにお申し込みください。

- ◇募集人員 介助員 2名
- ◇雇用期間 平成25年4月2日～平成25年9月30日
- ◇応募資格 昭和33年4月2日以降に生まれた人で、ホームヘルパーの免許を有する方(2級以上)又は介助経験のある方
- ◇賃金 時給800円～
- ◇提出書類 ①教育委員会備え付けの応募用紙
②履歴書(近畿高等学校統一用紙又は市販のもの)
③写真3cm×4cm 一枚添付
④あて先と郵便番号を明記した連絡用封筒(80円切手添付)
- ◇受付期間 平成25年3月5日(火)～
平成25年3月15日(金)
午前8時30分～午後5時
- ◇試験日 後日通知します。
- ◇試験場所 吉野郡下市町大字下市3071番地
下市観光文化センター内
- ◇申込・問い合わせ先
〒638-0041
吉野郡下市町大字下市3071番地
下市観光文化センター内
下市町教育委員会事務局 介助員募集係
電話 52-1711

今月のおすすめ本

お気に入りのボタンをかわいくアレンジ。メッセーじカードにつけたり、インテリア雑貨として飾ったり。ボタンを使ったさまざまなアイデアを紹介しています。



誠文堂新光社

★ボタンでつくるかわいい小物

コンパニオンプランツとは相性のよい植物のことです。異なる種類を一緒に植えることによって、害虫を防ぐ、生育を促進する、収量が増える、味をよくするなどメリットがある栽培法を紹介しています。



木嶋利男 著 家の光協会

★こんなに使える コンパニオンプランツ

下市中学校吹奏楽部スプリングコンサート

日時 3月31日(日)
午後2時開演(開場 午後1時半)

場所 下市観光文化センター

主催 下市町立下市中学校 吹奏楽部

入場無料



客演
AMY JAZZ ORCHESTRA

いつも善意銀行に預託をいただき、ありがとうございます。
1月16日～2月15日の期間に、次の皆さんから預託をいただきました。(敬称略)

社協だより

●供養として

堀川 聖子(寺内)	3万円
前 吉訓(広橋)	2万円
前川 正憲(善城)	2万円
辰川 定宏(栃本)	2万円
松田 才次(仔邑)	3万円



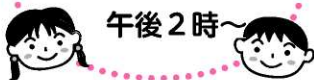
相談内容	場 所	相 談 日	時 間
行政・人権・心配ごと相談 (電話相談可)	下市町交流センター ☎52-6125	3月 7日(木)	午後1時
		4月 4日(木)	
人 権 心配ごと相談 (電話相談可)	下市町交流センター ☎52-6125	3月21日(木)	午後3時
		4月18日(木)	

てんいち先生



図書館だより

おはなし会
3月23日(土)
午後2時～



下市観光文化センター
(下市町立図書館)

TEL 90801
FAX 90801

図書館の本の購入費の一部は下市ふるさと寄附金を活用させていただきます。

3月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

★○印が休館日です
★開館時間 木曜日～月曜日
午前9時～午後5時
★休館日の返却は1階の返却箱へお返しくささい

た。そこへさるがきて、バナナをはっけん！ どうするとおもう？



高島那生 BL出版

★バナナじけん

3月生まれのおともだち はっぴーばーすでい



うちだ みお
内田 美桜ちゃん

3歳 女の子 (杣谷)
平成22年3月21日生まれ

兄妹仲良く
元気に育ってね!
お父さん・お母さんより💕



ましむら かつひと
増村 勝人ちゃん

1歳 男の子 (今在家)
平成24年3月6日生まれ

兄弟仲良く、元気でたくましく育ってね。
パパとママより
かっちゃん大好き💕 大きくなったらいっぱい
遊ぼうね! 花人・頼人・聖人より



たきもと のあ
瀧本 乃彩ちゃん

3歳 女の子 (小路)
平成22年3月8日生まれ

乃彩 お誕生日おめでとう
みんな乃彩の笑顔にいやされ
ます。大好きだよ💕 これからも
元気にすくすく育ってね。
パパ・ママ・結・晴斗より

4月に誕生日を迎える3歳までのお子さんの写真を
募集しています。掲載される写真のデジタルデ
ータまたはプリントした写真をお持ちください。
【締め切り】 3月8日(金) 情報システム課



平成25年1月31日現在

人口 6,538人 (-19)
男 3,088人 (-9)
女 3,450人 (-10)
世帯数 2,608世帯 (-3)
()内は前月比
出生 0人 死亡 8人
転入 6人 転出 17人

下市温泉秋津荘・明水館 からのお知らせ

下市温泉秋津荘・明水館休館

3月5日(火)~8日(金)は工事休館

上記期間、下市温泉秋津荘と日帰り温泉
明水館は、設備工事のため全館休館とさせ
ていただきます。みなさまのご協力をお願い
いたします。

3月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	④	⑤	⑥	⑦	⑧	9
10	⑪	12	13	14	15	16
17	⑱	19	20	21	22	23
24 31	⑳	26	27	28	29	30

★○印が休館日です

4(月)・11(月)・18(月)・25(月) は定休日

◇問い合わせ 下市温泉秋津荘・明水館

電話 52-2619(フロイク)

I P 68-9081(直通)